

矢掛町空き家改修補助金とは？

令和3年度までの制度です。

居住を目的とした空き家の改修費用の**2分の1**を町が補助する制度です。

上限150万円です。（千円未満の端数がある場合は切捨て）

上限額150万円の**内50万円**は、登録時改修で利用できます。

※補助対象工事のみ。他の補助金（矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金、矢掛町スマートエネルギー導入促進補助金を除く）の交付を受けた場合は、上限額150万円から差し引いた額が上限となる。



【補助対象工事】※原則として町内業者に限る

- ・台所，浴室，便所，洗面所等の改修
- ・内装，屋根，外壁等の改修
- ・給湯設備工事，電気設備工事，換気設備工事，給排水衛生設備工事
- ・不要物撤去，ハウスクリーニング

矢掛商店街の旧山陽道又は旧松山街道の道路に面する空き家の改修工事を行う場合は、矢掛町教育委員会の意見に従って、周囲との景観に配慮して空き家改修を行うこと。

賃貸借契約等を締結した日から**1年以内**は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。1つの空き家に対し補助上限150万円です。

補助の種類	概要
登録時改修	空き家所有者が、空き家登録した空き家を賃貸借契約等の締結前に改修を行うこと
契約後改修	空き家所有者又は空き家利用者が、賃貸借契約等の締結後に空き家の改修を行うこと

対象となる人

所有者の場合 (次の条件を満たす人)	利用者の場合 (次の条件のどちらかにあてはまる人)
1. 補助金の交付を受けた日から 5年以上 空き家登録し、 賃貸借契約等の成立以外の理由で登録を中止しないこと を誓約する人	1. 空き家に居住する転入者または転入誓約者で、 転入（予定）日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく、補助金の交付を受けた日から5年以上空き家に居住することを誓約する人
	2. 空き家に居住する予定の空き家利用者で、 転入日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく、転入前に空き家利用希望者登録台帳に登録され、矢掛町に転入してから1年以内に補助事業の認定を受けて、補助金の交付を受けた日から5年以上空き家に居住することを誓約する人

問合せ先: 矢掛町役場 産業観光課 地域振興係 ☎(0866) - 82 - 1016

補助金申請の流れ

